

入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求について

本日、公正取引委員会から、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」又は「法」という。）第3条第2項の規定により改善措置要求を受けました。その概要等については以下のとおりです。

記

1 日時等

- (1) 日 時 平成23年8月4日（木）午前10時40分
- (2) 場 所 公正取引委員会
- (3) 交付者 公正取引委員会事務総局審査局長
- (4) 受領者 上月副知事

2 改善措置要求等の概要

(1) 境土地改良事務所関係

境土地改良事務所の工務課長(平成20年度までは工務第一課長)は、遅くとも平成19年4月以降、同事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、同事務所の所長の承認のもと、各工事の落札を予定する者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を(社)茨城県建設業協会境支部の支部長に伝達していた。

また、境支部の支部長は、自ら又は境支部の役員を通じて、当該工事の落札予定者として決定された者に対して、当該工事を受注すべき旨を伝達していた。(法第2条第5項第1号及び第2号該当)

(2) 境工事事務所関係

境工事事務所(平成20年度までは境土木事務所)の所長は、特定の事業者からの要望を受け、同事務所発注の特定舗装工事のうち遅くとも平成19年6月1日以降に入札が行われたものについて、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長(平成20年度までは道路維持課長及び道路河川整備第一課長)に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。(法第2条第5項第4号該当)

(3) 要求内容

当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずること。

また、調査の結果及び講じた改善措置の内容について、公表するとともに公正取引委員会に通知すること。

3 公正取引委員会からの要請

本件審査の過程において、前記2の入札談合等関与行為以外に、県が県西農林事務所に於いて競争入札の方法により発注する建設工事について、同事務所の土地改良部門の職員が落札予定者を決定し、当該入札の前に、落札予定者についての意向を(社)茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の各支部に所属する特定の事業者へ伝達していた疑いが認められた。当該行為は、競争入札の方法により発注する建設工事について職員が落札予定者として決定した事業者へ当該建設工事を受注させる行為が存在したことを疑わせるものであり、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものと認められる。

よって、県に対し、県の建設工事の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、県の建設工事の発注業務の実態について調査し、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがある行為が認められた場合には、県の職員が当該行為と同様の行為を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるよう要請された。

4 今後の対応

関係部局の幹部職員や入札契約等に関係する職員等に対し、綱紀粛正や法令遵守意識の強化、徹底を図る。

また、事実関係の調査や改善措置の検討を行うとともに、併せて、損害の有無や懲戒事由の調査についても実施する。また、その結果を公表し公正取引委員会へ報告する。

なお、調査に当たっては、公正性、中立性を確保するため、第三者で構成する委員会を設置し実施する。

(1) 行政上の措置

- ① 調査を行う職員の指定（法第6条第1項）
- ② 調査の実施・改善措置の検討（法第3条第4項）
- ③ 調査結果・改善措置内容の公表及び公正取引委員会への通知（法第3条第6項）

(2) 職員に係る賠償請求

- ① 損害の有無等の調査（法第4条第1項及び第2項）
- ② 調査結果の公表（法第4条第4項）
- ③ （損害があれば）損害賠償請求（法第4条第5項）

(3) 職員に係る懲戒処分

- ① 懲戒事由の調査（法第5条第1項及び第2項）
- ② 調査結果の公表（法第5条第4項）
- ③ 任命権者の判断による懲戒処分